

～ 西原町町民交流センター ご利用の案内 ～

1. 西原町町民交流センターの設置目的

西原町の町民の文化、芸術活動、健康づくり及び防災の拠点として整備（設置）されました。

2. 施設の概要等

(1) 施設の構成

さわふじ未来ホール、楽屋（1,2,3）、和室、リハーサル室、保健センター（中ホール）、プレイルーム、センター会議室、町民広場及び町民ギャラリーなどで構成された複合施設です。

(2) 開館日：1月4日～12月28日

(3) 開館時間：9時～22時

(4) 休館日：毎週火曜日及び12月29日～翌年1月3日

3. 予約受付について

(1) 受付時間：9時～17時（平日・土日祝祭日） ※火曜日は除きます。

(2) 受付開始日：月の初日（平日）が予約開始日。

	貸館施設	受付開始時期
①	さわふじ未来ホール	ご利用予定の6か月前より受付 (30日前まで)
②	各楽屋、和室、リハーサル室 中ホール(保健センター)、プレイルーム、 センター会議室、町民広場及び町民ギャラリー	ご利用予定の6か月前より受付 (2日前まで)

(例) 使用希望日が11月30日の場合 → 5月1日（平日）受付開始

(3) 予約受付及び申請方法

① 予約受付（使用許可）の順位

- ・原則として先着順です。
 - ・予約受付開始日に限り、9時から9時5分までにご来館した方に限り同着扱いとします。
 - ・使用希望日が重複した場合は、本番（センターの設置目的に沿うもの）及び西原町内の申請者を優先とし、さらに重複した場合は、くじ引きとなります。
- ※先行予約にて西原町内の公共的催事の施設・日程を押さえています。ご了承ください。

② 申請方法

- ・事前に電話や町HPで空き状況を確認下さい。
 - ・予約受付開始日は、大変込み合いますので、窓口での申請のみ受け付けます。ご了承ください。
 - ・当センターは、保健センター等の他業務との調整が必要となるため、本申請の前に、一旦『仮予約申込書』で受け付けます。（使用の確定まで3日程度お時間をいただきます。）
 - ・やむを得ない事情により窓口にお越しできない場合も『仮予約申込書』をFAXで受け付けます。
- ※手違い等の防止のため、電話での申請は受け付けません。
- ・使用希望日が確定すると、『使用許可申請書』（本申請）を提出していただきます。
- ※指定された期間内に提出の確認ができなかった場合は、仮予約は無効となります。

③ 使用申請の区分

- ・使用申請は、下記の時間区分でお申込み下さい。（1時間ごとの利用はできません。）

午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
9時～12時 (3時間)	13時～17時 (4時間)	18時～22時 (4時間)	9時～17時 (8時間)	13時～22時 (9時間)	9時～22時 (13時間)

- ・施設使用時間は、準備から片付けの時間を含めた時間を借用下さい。

※最短でも準備に2時間、片づけに30分必要です。

- ・同一申請者の連続利用は5日間までです。

④ 使用料及び使用料の支払い

- ・使用料については、使用料金表をご確認下さい。
- ・使用許可申請書の記載内容を確認後、請求書を発行します。指定日までに銀行振り込み又は窓口にて納入下さい。

※指定日までに納付がない場合は、使用予約が無効になります。

※使用料金の納入が確認できた時点で、使用許可承認となります。

⑤ 使用料の返還

- ・一度お支払された使用料金は変更できません。ただし、次に該当する場合は、使用料金を返還することができます。（『使用料還付申請書』の提出が必要となります。）

使用者側の責任ではなく使用することができない場合（天災など）		100%返還
さわふじ未来ホール	使用日 30 日前までに、主催者が取消し申請手続きをした場合	50%返還
中ホール・その他の施設	使用日の7日前までに、主催者が取り消し申請手続きをした場合	

⑥ 使用料の減免

- ・西原町町民交流センターの設置及び管理に関する条例第 12 条に掲げる理由に該当するときは減額することができます。（『減免申請書』の提出が必要となります。）

4. 使用変更・取下げについて

(1) 『使用変更申請書・使用許可取下げ届』の提出

使用許可申請書提出後、申請者お都合により使用日や施設を変更、または取り下げる場合は、『使用変更申請書・使用許可取下げ届』に必要事項を記入の上、変更または取下げ手続きをお願いします。

※追加の場合は、新たに『使用許可申請書』を提出して下さい。

5. 催物の打合せ

(1) 催物の運営方法や附属設備等の打合せが必要です。

- ・舞台、音響、照明の詳細確認を行うため、舞台責任者と会場責任者の出席をお願いします。
- ・打合せは3週間前までに済ませて下さい。（日程調整を事前をお願いします。）
- ・行事にかかわる資料（式次第・スケジュール・進行台本・仕込図など）を各4部ご用意下さい。

※特別な設備等を持込使用する場合は特別な設備を装飾する場合は、『特別設備等持込使用許可申請書』、『特別設備施設許可申請書』の提出が必要です。

6. 使用上の注意点

使用にあたっては、別紙「西原町町民交流センター ご利用上の注意点」をご覧ください。

＜問い合わせ先＞

〒903-0118

沖縄県中頭郡西原町字小波津 555 番地

TEL(098)970-6155 FAX(098)911-7203

西原町町民交流センター係